

# 平成30年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年7月5日(木) 13時31分から15時05分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正	
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司
	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一	9番 村田 正博
	10番 宗石 和彦	11番 横山 実男	12番 西岡 久
	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓
	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	15番 小松 源一

4. 欠席委員(1名) 6番 水田 義郎

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	使用貸借終了農地返還通知(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) 定刻となりましたが、事務局から先にご報告が有ります。去る6月に高知県農業会議におきましてこちらの原会長が副会長に就任されました。会長におきましては今後公務多忙になられるかとは思いますが、任期の2年間よろしくお願ひ致します。
議長	それでは皆さんこんにちは。先日まで大変暑い暑いと言っておりましたが、台風7号の発生から大変不順な天候になり、大雨警報が出るとかいろいろ災害が心配されておる変な季節になりました。今日は久しぶりに香北に来ましたけれども、杉川のダムが非常に増水をしておりまして、ダムの下流の合同堰が、

堰があるかないかもわからんような状況でして私もあんなに水が出ちゅうのは繁藤の災害の後以来初めてやないろうかと思ってます。また、水も大変濁っておりまして、今頃代かきをしたらすね、代かきの土で川が濁るというふうな苦情が出るんじゃないろうかというふうな、それほどの濁りであります。

今日は大変雨の強い中、こうして多数ご出席頂きまして有難うございます。本日の会を進めるにあたりまして、先程局長の方からご紹介を頂きましたが、去る6月22日に県の農業会議の総会がありまして、私、今度、副会長ということでご指名を頂いてます。経過につきましてはですね、私も若干よくわからないことが有りまして、理事というのは、県下にそれぞれ7ブロック程度分かれておいて理事の互選で会長、副会長が選ばれるというふうなことです。現在までは私もあまり周知もしてなかったですが、香美においては昔、合併以前から香美で1人理事を出すということで、私が県の農業会議にずっと参加をさせて頂く間、香南の方が理事になっておりました。その関係で安岡君という人が副会長を勤めていましたが、安岡君も今度の改選によって会長を退いております。そんな関係でそれ以前にですね、理事の香南が辞退をしてですね、山田の方にやって欲しいと、香美市の方にやって欲しいというようなことですね、理事が香美市に移動しておりましたので、たまたま私が香美の会長ということであった関係でですね、副会長を受けさせて頂いてます。そういうことをご報告をさせて頂きますが、皆さん方にですね、また色々なご無理なご相談をしたりすることが多々出てくるかもわかりませんがひとひとつご協力ほどよろしくお願いをしたいと思います。

それでは本日の平成30年の第7回の会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

後でですね、議案書の訂正があります。その前に、議案書のすいません、訂正は有りませんのでよろしくお願いをします。本日の議事録の署名につきましては三谷委員、そして大岸委員にお願いを致しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

すいません、欠席がですね、水田委員さんが欠席をしておられます。報告がありませんが、何か話を聞きますとちょっと病気かなんかではないだろうかというような話も漏れ伝わちゅうと言うたらおかしいですけど、定かでは有りませんがそんなことを事務局の方からお話を頂いてます。

それではすいません。本日の会を進めていきたいと思っておりますので議案第1号より事務局の方より説明をお願いを致します。

事務局

はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、  
、申請地は上佐山田町植字ウワノ130番5、地目は田、面積は205㎡、外1筆、計2筆で合計839㎡、譲受人の耕作面積は11,767.87㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り2,383,790円で総額2,000,000円です。

2番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町五百蔵字柳澤1131番1、地目は田、面積は2233㎡、譲受人の耕作面積は118、137.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り300,000円で総額669,900円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思っております。

が、第1号議案につきましてご質問は有りませんか。格段ご質問はありませんかね。格段無いようでしたらですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異 疑 な し ——

議 長 異議が無いようですので、議案第1号農地法第3条の許可申請についての賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第2号農地法第4条の許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。  
1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町日ノ御子字菴ノ前97番、地目は田、面積は776㎡、転用目的は太陽光発電施設、太陽光パネル264枚、パワコン8台、建築延面積は330.26㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は第2種農地その他、資料は3です。  
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。  
以上です。

議 長 すいません、補足説明をさせていただきます。

事 務 局 それでは補足説明をさせていただきます。この申請については周辺農地の同意が得られておりません。それによって農業委員の移動証明も得られていない案件となっております。同意が得られていない理由としては地域での色々な経緯があるんですけども、転用に際し、懸念されることは、大きく二つあります。一つめは申請者が同地区で既に設置している太陽光施設の草の管理が十分に出来てないこと、2点目は大雨の場合に排水処理が不安で石垣が崩壊するのではないかということです。また、この案件について6月の18日に香北地区の三谷委員、門脇委員、宗石委員、小松委員の4名と事務局で事前に現地を確認を行いました。その際に2点申請者に確認することとしました。一つは草刈り等の管理について。特に病気等で長期間管理が出来ない場合に対応をどうするのか。二つめは進入路の使用承諾書を得て貰いたいということです。これらのことを踏まえて資料に沿って説明をします。それでは資料の3-1です。場所は香北町の日ノ御子で物部川の北岸に位置しております。農地区分はその他2種農地で周辺の農地で影響がなければ転用については特に問題はないと思われる場所です。3-2の土地利用計画図をご覧ください。太陽光パネル264枚とパワーコンディショナー8台を設置し、発電力は40kWの計画です。青色に塗っている部分がパネル等による影の範囲を示しています。緑色の部分が防除シートの設置範囲です。パネルには色つきをしていますが、パネルの下も全て防除シートを張る計画です。排水は雨水のみで自然浸透です。進入路は北側の市道から赤線を通り進入します。申請地への出入り口部分にはフェンスを設置します。見難いですが、黄色で塗っているところにフェンスを設置する予定です。  
次に資料3-3。被害防除計画ですが、これについてはちょっと計画書を読ませて頂きます。土砂の流出、堆積崩壊に対する防除対策については、土台は地中に1.5mの支柱を打ち込むのみで、土地の形質等は現況と変わりませんの

で、太陽光発電施設の設置に伴って新たな被害は発生致しません。また、南側には東より約33mを除き、石垣が有りますが、万一、土砂の流出等、被害が生ずる事となった場合は擁壁を設ける等必要に応じて誠実に対処致します。

次に雨水排水・生活雑排水に対する対策。上記同様、地表は土のままですので雨水排水は現況と変わりません。全面に防草シートを張りますが、浸透式のもので、またパネル間には4cmの隙間がありますので、雨水が一箇所に集まることは無く、全面に浸透する為、太陽光発電施設の設置に伴って新たな被害は発生致しません。万一、被害が生ずることとなった場合は排水路を設ける等必要に応じて誠実に対処致します。

次に周辺農地の日照、通風について。予定構造物は、高さ1.27mのものとなります。北側の農地は1m程高くなっており、西側に関しても日陰の通り、申請地外に日陰が生じないパネル設置を致しますので、日照には支障がありません。

その他、周辺に対して、パネルによる反射光の影響がある場合は、遮断壁等を設置し、反射光の影響が無いように留意します。申請地の草刈・清掃は必ず2ヶ月に一度は自ら行い、保守管理を徹底します。又病気等で自ら保守管理に赴けない状況になった場合速やかに業者に委託し管理を徹底致します。防草シートは耐用年数が10年のものを用いますので、張替えは同期間の10年程度で見越しておりますが、シートの状況に応じて必要がある場合は早期に張替えも致します。防草シートを張らない箇所は定期的な草刈りにて対応致します。周辺農地における農業機械等の利用の妨げにならないように、緩衝地を設けます。近隣農家の苦情や要望が出た場合には、その意見を尊重し、誠実に対応致します。以上が防除計画書の内容です。

次に3-4ですが、こちら進入経路の写真です。写真の奥側が市道で手前が申請地側になっています。黄色の点線部分が赤線と思われる部分です。この進入路ですが、この申請者の父親が農地の所有者に許可を得ず、勝手に広げたという経緯があります。これを踏まえて進入路は赤線と広げた隣接の農地部分を区別して利用することは困難であると判断されるので使用承諾書の提出を改めてお願いしました。回答としては赤線道であれば通行可能なため、赤線道の通行を徹底するとの回答で使用承諾書の提出にはなっていません。

次に資料3-5ですが、こちら既存、既に出来ている太陽光施設の状況です。現地を確認しました前日位に申請者が草を刈ったばかりでしたのできれいな状態でした。4月にも現地を見ていますが、その際もきれいでしたので、現況では2ヶ月に一度は管理をしていると思われれます。以上が補足説明になります。

議 長

補足説明まで説明して頂きました。この件につきまして、今まで3と5の既設のですね、今まで同じ人が、          さんが太陽光発電をやっておる現場の写真です。今までには草が若干生えてですね、苦情があったようなことも聞いておりますけども、今度新たに申請が出てきましたので草の管理もきちっとして頂かんどうですね、後の分については、今回の分についてはですね、許可をしにくいというふうなことのお話をさせて頂いた結果ですね、こういうふうなきれいに、現状はこういう現状になってます。まあ、ひとつ心配をされますのが、先程説明がありましたように3-4の進入路につきましてですね、黄色の線を引いてある部分が赤線道の昔三尺の道という赤線の道があるわけですけども、お父さん、先代のお父さんがですね、左側の他人の土地を勝手に広げてですね、車が入ってきたり、農機具が入って行くのに入りやすいように広げちゅうというふうなことで地主さんはですね、勝手につつかれたというふうなことがあってですね、許可に承諾をしないというふうなことになっておって、この被害防除計画が提出をされておるがです。地元の人でないとなかなか分かんところもあろうかと思えます。地元の人で地元の委員さんの話して日を改めて別の日にですね、現場に入って調査をして頂いておると聞いておりますし、まあ、今回もそれを踏まえて今日の申請になっております。そんな関係でですね、慎重

にですね、皆さん方のご意見を聞いて許可相当であると、また議論があつて反対があるかも知れませんが、委員会としてはですね、十分に協議をして今日の会に掛けさせて頂いてますので、特に委員さんのご意見を頂いてそれから検討をしていきたいと思いますが、

誰か代表で、香北、誰か、一緒に見に行った人、三谷さん、すいません、お願いします。

委員 (1 番)

なかなか決まりにくいような所ですけど、この左側と右側の今作りゆう、現在作りゆう人が、地主さんの親類の者であつて、先に説明があつたように道を勝手に掘られて農家台帳を減らされたというのが多少前からあるということで、それが根っこにあるようで、それからこの下にもう1枚、載ってないけど、■■■■さんという人の田んぼがある。それに道を田んぼまでつけたいと言つた時に黄色い線でやちゅうところから■■■■さんくの田んぼの端を分けてもろうて道をつけたいと言つた時に■■■■さんが「うちの田んぼは通らさん」ということがあつて、下の人もそれやったら判をつかんでいいと、そういう経緯なちゅう。それだけやったら、まだ自分もうんと言いやすいというのもありますけど、3-5、下の写真の手前に■■■■さんの、カーブのところちょうど家が有ります。家自体が青線の上に家を建てて、青線を跨いで持ち主が違う人の畑の上にまだ基礎をして青線と人の土地へ基礎した分で、戻してくれというふうに跨いで基礎をしちゅう人が言うて行ったら、100年先じゃったら戻すとそんな喧嘩腰しかその奥さんが言わんと、それも問題になちよつて、そういうのが、色んな経緯があるもんでそれを聞きよつたら、地元における自分としては、どうも判をようつかんとそういうふうな経緯があるので、これはまあ、自分は判断しかねると思いますので何卒皆さんの意見をまとめてもらいたいと思います。

議 長

地元の人で他にご意見は有りませんか。地区外いうたらおかしいけど、あまり内情を知らん人についてはですね、発言もなかなかしにくいかなと現状が分かってませんので難しいかなと思います。先程進入路の話が出ましたが、進入路についてはですね、この黄色で点線で囲んじゅう、赤線のみしか使用しない。この太陽光パネルについてはですね、全部、車を停める所はもう市道の、市道と言いますか、黄色の線の上の端が市道になちゅうらしいですので、そこに車を停めて後は人力で全部運ぶということですね。車がここへ入つて来て、それから、潰しちゅうとか黄色い、赤線から他の広げちゅうところは通らないというふうなお話をされちゅうらしいです。

委員 (8 番)

はい。

議 長

はい、どうぞ。

委員 (8 番)

支柱を1.5m掘るって言うたけど、それ全部人力で掘るんですか。

議 長

いやいや、1.5mのポールを打ち込んで、どれ位打ち込むか知らんで。それで上はどっさり出ちゅうき。仮に30cm打ち込んだら1m20は上に出るといふこと。これほら3-5に写真であるように、パイプが出ちゅうやいか、パネルの下に、そのことを言ひゆう、1m50掘るってわけじゃないです。

事 務 局

ちょっと見難いですけど3-2の資料のですね、ちょっと見えないですが、ちょっと左側のところに、ちょっと形が、パネルでちょっと支柱を打ち込むということで全て人力で運べるという回答です。

議 長 埋めるって書いてちゅう。けんど1 m 5 0のポールを使うって言うたろうがね。そりゃあ、こんなくの岩があるところは無理。

事務局 上からですね、1. 2 7 m上へ出るという。

議 長 埋まる部分は。

事務局 1 m。

委員 (8番) 1番高いところがでしょう。

事務局 1 m 5 0です。それで2 mですね、ポールが。

議 長 1 m 5 0は絶対よう入れんぞ、そら。ボーリングの機械を持って来て穴掘るか何かすりゃあよね。

委員 (8番) これを見たらよね、1 mで手前の低い方で1 mで上へ出るのが5 0 c mって書いてちゅうけどこれ人力で全部1 m掘るっていうたら無理でしょう。

委員 (16番) 打ち込みの機械が、エアで打ち込む。

委員 (8番) ほいたら、3尺道通るんですか、その機械。

委員 (16番) 通るとも、通るっていうか、削岩機みたいなものじゃき。もしかしたらこまい、ユンボの、ユンボので叩いたら。

議 長 そりゃあ、けんど岩ばかりやおがや。

委員 (16番) そりゃあ、知らんけんど。

議 長 そりゃあ絶対無理。そりゃあ凶面のように絶対できません。けんどそりゃあまあ、飛ばんということであれば仕方ないわ。

委員 (16番) 打ち込めんでも手でも調節はするろう。

議 長 そうよ。上をぶち切ったら入る部分は少ないわ。

委員 (16番) まあけんど打ち込めることは打ち込める。コンプレッサーでも。

議 長 ただあのう、柱の分についてはですね、架台が乗った場合にパネルが乗って上からの重量ではつえることはないけれども、風が吹いた時に抜けてですね、飛んでいくという、その心配だけですよね。どうしても中へ入らん場合についてはコンクリで巻くとかして強度を持たすとかいうことであれば分らんことはないですけど、その問題より、やっぱりそこにそういう物を設置するのに隣地の人に反対があるということが一番の問題だろうかと思います。ただ、委員会としてはですね、隣地の人に反対があってもそこに建物が建つとか、陰の影響が出るとか、それから風によってですね、作物が今までのように作れないとか、太陽光のパネルの反射によって、日があたって今まで以上に日が当たるとかいうふうなことがあるかないかですけど、パネルそんなに斜めに付けませんので、太陽があたって反射して作物にその反射光が行くとかいうことはないと思います。一番の問題はやっぱり、地元の人々の反対があるのに委員会が認めるか認めんかということも一つであって、それを被害防除計画という計画書

です、隣地の人への許可が頂けない場合にはこういう書類で出してくるというのが大体普通どこでもそういうやり方をします。

質問構いません。

委員 (3番)

はいはい、公文さんどうぞ。

議長

委員 (3番)

申請所在地番が97番ということになっておりますね。それで既存の施設の状態というところで、同じ97番になっておりますが、これは出来上がっておる施設ということでしょうか。どういうこと。同じところの番地。既に出来ちゅうのを今回申請したということですか。

事務局

すいません。これは申請の資料の所在地をちょっと書いてまして、ごめんなさい。既存も施設はまた全然違う場所です。すいません。

委員 (3番)

資料3-5の番地は。

事務局

番地はあくまで申請の所在地を書いただけで、すいません。ここの既存施設の地番ではないです。別の場所です。すいません。ちょっと分かりにくい、申し訳ない、すみません。

委員 (3番)

そういうことをちょっと疑問におりましたけど。さっき地区の委員さんがこれは判断しかねるという事を言われましたが、色々問題点が、ずっと聞いておるとありますわね。地区外の我々がどういふふうに判断するかじやいうことはちょっとこれは無理がいくんじやないろうかと思ひます。もし、それ賛否を採られた場合は私も賛否にはどっちとも言えませぬ。ということはそのいろいろの問題点が解決してその時点で地区の委員さんもそれについては賛成しますと言う事が出ればそれは問題ないと思ひますけど、現段階での採決をしてもちよつとそれは問題点が残るやあせんろうかというふうに思ひます。色々な問題がたくさんありますのでもうちよつとそのあたりを解決してからそれを賛否を問うというふうにしたいとどうでしょうかというふうに思ひます。

議長

あのう公文さんのご意見ごもつともやと思ひます。ただ、委員会としてはですね、申請者としては、被害防除計画書です、一応こういうふうな被害は及ばんであろうという事の判断でこの計画書を出してきちゅうと思ひますので、この計画書をですね、現実味のあるものであるというものが判断するの、かしないのか、それから隣地の人、一応この計画書です、農業委員会が判断してもらいたいということを出してきちゅうがです。そこのところで判断しかねるという事はわかりますが、地元の人がいいですよと言へば他の人も全然問題なく許可をすることについては同意をしていただけたらと思ひますけれども、地元の人だけに責任を持たずというふうな形になるのでですね、そこところは控えたいかなあというふうな思ひもします。

はい。

委員 (10番)

はい、はい、どうぞ。宗石さん。

議長

委員 (10番)

そういう状況であれば私らも土地がちよつと遠いところで判断してる訳です、全員で行ったら問題がないんじやないろうかね。同じ、隣におるわけでもないし、私たちも地区は違いますので全員が行って考えて頂いた方が見に行つていいと思ひますが。

推進委員  
(3番)  
議長

すいません。

はい。

推進委員  
(3番)

大分前に私も大井平であったケースですけど、さっきも言っていましたけど、この進入路ですけどね、今更こればあの進入路で一輪で運んでよね、邪魔にならんとか、何とかなるとかそんな問題やなしに、進入路もしっかり取って、軽四がよね、パッと入れてよ、何かの時にこれもさっと出されるとかそこもちゃんとせんとよね、まず進入路をちゃんと、僕は、僕がするんやったら、こういう話でまずここから話してそれから取り付けるところをどうするかっていう話をするけど、こんな状況で一輪でやって何とかして、そんな時代じゃないと思うけどね、まず、この進入路をもっと広げようか、部落の人と話をして、部落の人を使い勝手のええようにちゃんと話つけてよね、それからこれをやった方がもっと話がスムーズにいきゃあせんろうかと思います。

議長

進入路についてはですね、先ほどから話が出ちゅうようになかなか相手方が、まあ、言ったら強行姿勢というか、絶対に通らさんというふうな思いが有ると思います。私もそこはようわかります。ただ設置をしたい側についてはですね、ここに元々赤線の3尺道があったもんやき、私はそこだけしか通りませんと。人力でパネルは、あれ怪いもんですきね。まあ、送ろうと思ったら送れます。柱についても40ミリばあの丸いパイプですので1m50、3m以内であればですね、そんなに重たい物でもないのだから人力で出来るとはいうふうに私は感じてます。ただ、何か災害があったり、飛んだりした時にですね、早くに、早急にそれを撤去せなあいかんとかいうふうな事になってもあくまでもその土地から外へ出さなあいかんというもんで無いと思いますので、仮置きで一時的にはその設置しちゅう場所へですね、山積みになれば一時的には置けると。ほんで撤去するんやったら順次人力で出せるという思いはしてます。

委員(16番)

構いません。

議長

はい、どうぞ。

委員(16番)

私たち、先程事務局の方から説明があったように、現場を香北の委員が、森安さんがちょっと欠席をしておりましたが、他の委員が現場を見ました。その時に事務局との話の中でも出ましたが、委員会としてこれは駄目ですねということになれば、これはちゃんとした理由を文書的に県の方に出すという形になるろうかと思います。その点で、先程こういう事が解決すれば地元としてもOKですという、地主さんに連絡をした結果、この、こういうふうにやりますという回答が出てきてるんだと思いますので委員会としてはそこのところで判断するしかないんじゃないかと自分は思います。地元の委員さんもこの件については地元との板ばさみになって大変だと思いますけど、委員会、全体の委員会としては委員会としての話でやるしかないんじゃないろうかと。私はその現場へ行って話した結果もそういう感じで帰ってきたと思います。地主さんがこの時にはこうしますとがっちり守ってくれることにして、考えたらいんじゃないかと思いますが。

議長

門脇さんの方からご意見が出ましたが、一応ですね、計画書という物が出てきてますので、この計画書は守って頂けるものというふうな判断の元にですね、今日の委員さんの判断を仰ぎたいと思います。ただ、計画書について疑問があったり、そういう事があればですね、ご質問を頂いて、解決にはなりません、こういう意向ですと、■■■さんからこういう意向が出ておるといふようなことも聞いております。それで、ちょっと、待って。■■■さん、奈良県ですかね、



遠いところで住まいをしておりますので早急に連絡をしてですね、連絡をせな  
あいかんという時については地元には誰かね。

事務局 さんて読みますか、さんかの方をお願いをしてるという  
ことで。

議長 そのさんという人にですね、地元の人何か苦情的なことがあった場合  
にさんに連絡をすればですね、さんからさんに連絡が、まあすぐ  
につけられる様な体制になっちゃうというふうなことも聞いてます。はい、どう  
ぞ。

委員(14番) この場で近隣の賛成の近隣の判子が貰ってないってことですわね。それ  
で、こんな申請書が出ちゃうということはよね、もし、農業委員会へ申請を出  
して御の字通ったら後々農業委員会としても困るところもあるしよね、地元と  
したら農業委員会がもうGOサインが出たきということで地元の方は泣き寝入  
りみたいなことになりやあせんろうかとも思うわけですわ。やっぱり賛成の判  
子を貰うてから、さんもよね、申請をしてくれるような格好をとらんとい  
つまで経ってもよね、地元は反対、さんは農業委員会へ申請出して、いう  
たら農業委員会も何か妙に、反対、賛成、妙に出しにくいわね、地元の人に対  
してもね。こういうところも考えんといかんし、前のさんの電柱の問題も  
ありましたわね。送電の。そういうとこなんかもうちゃんと計画の何は出ち  
ゅうわけですか。

議長 送電線は問題ないがかね

事務局 申請地への引き込み柱までの許可については四国電力が取るようになってる  
のでそこまでの確認はですね、県の方でもこちらでもしておりません。そこが  
無いとまず通りませんが、もう電柱も立ってるようでしたので、後は引き込  
み柱を建てていうという計画になっていると思います。

委員(14番) 距離的な何をね、上の市道から近けりゃあ、いながら引けるとか。

事務局 そうですね、申請地までの上空についてはですね、四電の方で許可を取ると  
いうことになると思います。

委員(14番) 途中私有地へ電柱建てんとかになったら、また、いざこざが起こる場合もあ  
るかと思うて

事務局 そうです。電柱の位置を一応確認しましたが、おそらく私有地の上空を通  
ると思いますので、その許可については四電の方が良いなと思います。

委員(14番) 難しいところよね、この、農業委員会で通りゃあ、そりゃあ、四電も農業委  
員さんもやりやすいろけんども、なかなか地元の方が判子を押しさんというこ  
とは。

議長 西村君の意見もよくわかりますが、ただ隣地の人から許可が貰えるという判  
断があればですね、防除計画書は出てきません。ただ、貰えんということで防  
除計画書が出てきておりますので、この防除計画書が隣地の人を貰えん理  
由でそれを農業委員会がどう判断をするかということですので、委員会とし  
てはですね、判断をせなあいかんと思いますけど。委員会として農業を周辺の  
農地でですねするためにこの太陽光パネルがついたことによって被害が及ぶと  
か、作物に影響を出てくるというふうなことを農業委員会が判断すればそりゃ

あ、許可にはできんと思います。ただ、この計画書を見た段階におき、太陽光パネルの高さがどれ位、どれ位の面積を使うかという事を考えた場合にですね、委員会に判断をして欲しいということで計画書が出てきておると思いますので皆さん方の言えるところ、お考えもあろうかと思いますが。そうした意見をですね、色々出して頂いて最終的には今日こうして計画書が、書類が、申請が出て来ておりますのでこれは許可するかしないかについては最終的には判断をしたいと私は思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

事務局

構いませんか。転用申請が今回出てまして最終決定は高知県知事がするものです。農業委員会は決定機関ではなくて意見を述べるところなんです。防除計画が今回出ていますが、これが本当の転用申請、本来のやり方なんです。普段は周辺、隣地の方の農業者とか所有者の同意を貰ってますが、それが、防除計画に、高知県ルールというか、代わるものとしてですね、提出して、それをよしとしようっていうことでずっとやってきておるんですが、防除計画っていうのが本来国の求める申請の添付書類なんです。正式に出してきているので、それについて農業委員会は審議し難いかも知りませんが、それをしないといけない機関ではあります。資料が足りないということであれば求めてですね、審議に必要な資料を求めていくことはできます。周辺の方の反対があるということでやりにくさは当然ありますが、農地法においてはですね、そういった心情とかいうのは出てこなくて、会長が申した通り、やっぱり周辺の農地に影響があるかないかということ判断をしていくところです。ただ資料で全部判断できるものではないので、県も市ですね、農業委員会に意見を求めているところでもありますので、その点を踏まえて検討をというところですよ。

委員 (3番)

はい、すいません。

議長

公文さんどうぞ。

委員 (3番)

先程質問しましたけど、被害防除計画書というのが出てきておるわけですね。防除計画書が。これには全て誠実に対処致しますとずっと全部有ります。これでそうすると農業委員会として私として判断していけばいいということですか。それだったらわかりました。

議長

それでですね、もし公文さんがこれでまだ不足をすることがあればですね、それは相手方に要求をすることはできます。

委員 (3番)

ずばり言えばですね、その通りに実行するかせんかということは我々判断できません。もちろんできませんが、全て誠意を持って対処致しますと文書で全部出ております。それやったらそれを信用していいということになりますね。もう議論の余地は無いですってことになります。

議長

それでですね、先程話が出たかも知れませんが、3-5既設の太陽光の発電施設そこにはですね、草がかなり生えちゅう時期もあつたがですよ。そういうことでは今度の分については許可はしにくいよと言うような話をしたところ、こうして写真に載ちゅうようにきれいに刈ってくれたと。今度もひよつとすると草ぼうぼうになってですね、次にまたやりたい、増やしたいと、場所を変えてですね、その時にはちょっと苦情と言うか、相手方にこういうふうな状況では次の許可出せませんよと言えば、またきれいに刈ってくれと、けれども次やる予定が無かったらですね、若干草が生えてきてそのままになるかも知れませんが、それはこちらの方から委員会から対応はせなあいかなというふうに思っています。現状においてはこの写真で見る限り比較的きれいに管理をされちゅうと、こういうことであれば委員会としてはいいんじゃないろ

うかというふう判断はします。岡本君何か。

推進委員  
(16番)

すいません。ちょっと気になったがですけど、4条で転用した場合は雑種地とかになる、登記をした場合は。雑種地にした場合を例えば住宅にしたかったら、そのまま農業委員会にかからずに建物が建つわけですが。できたらやっぱり、今太陽光発電で出てますき、それはそれでえいと思いますけど、これ例えば建物を撤去して建物を建てるのがゼロではないわけですが、そうしたらやっぱり周囲の同意が必要じゃないかと思えますけど。その転用することに対して。ちょっと気になったもので。

事務局

周囲の同意があったらいいんでしょうけど、それは求めてないのが転用許可申請の許可においてのですね、要件となっております。同意が無くても許可にもなります。次、太陽光の後、次は検討する、してはいいはず。例えば農業用倉庫でも次換えれる農業用倉庫は比較的どの農地でも転用可能ですよね。農業用倉庫にすると宅地ですのでその後の転用はもう農地じゃないので関係無くなります。そこまで言うとなかなかもう許可っていうのはないんですけど、申請においてそれだけを県は判断してるはず。す。

議長

家を建てるんやったら建築法があらあね。

事務局

香北は無いんですけど。

推進委員

そしたらわかりました。

(16番)

他に何かご意見ありませんかね。

議長

はい。

委員(16番)

はい、どうぞ。門脇君

議長

委員(16番)

農業委員会として先程言ったように資料に基づいて判断するしかないと思うんですよ。将来どうこうということは、そりゃあ、心配はたくさんあります。他のところでもあります。この件についてはこういう形は申請者が出てきていることを信じて判断するしかない。周囲の同意とかは県に対して香北、土佐香美の農業委員会は一文入れた形の申請を出して許可をしたということで一応県の方の判断を仰ぐ形を取ったらいいかと思えますけど。

議長

県の判断。

委員(16番)

県が許可にするかの判断を。

議長

それは、これから後県の方へ書類を送りますので、県がまた判断をします。

委員(16番)

その時に一文、この委員会としてはこういう意見があったと。

議長

意見があったと。

委員(16番)

うん、ほんで、なかなか苦勞した結果であるというような形の県にもただ通ってきたかっていう形じゃなしに、やっぱり、その点を苦勞した結果であるという事を一文に入れてもいいかと思えます。

進入路の件が、現地でも話がありましたけど、90cm、赤線、それだけで

事務局 足りるんかっていうところが審議に今後、委員さん二人の話も有りましたが、なると思えます。ただ申請者は赤線以外使わないという話です。それを信用するのか、信用しないのかっていうところですけど、現地においても進入路の同意っていうのが転用において必須条件なんです。それが取れなければ転用許可は出ませんので。ただ、まあ、今回赤線があるので進入可能っていうことで転用可能性も出ております。今回地元の委員さんは進入路の同意を取るようになっていうことでそれなら検討するって話だったので事務局はそれを依頼しましたが、附則説明にあったような回答が得られたので、その内容を踏まえてですね、本当に91cmで大丈夫なのかっていうところが、今回適合するかっていうようなポイントにもなるんじゃないかとは思っております。

はい、どうぞ。

議長

委員(3番)

この申請書が許可申請が承認される場合、その前にですね、地元の地区の農業委員さんが判を押してないということがありますが、ここで議決する前の段階として委員さんの押印を求めますか、それともその後でこういうことになって委員会として議決されたので地元の委員さんに押印をお願いしますとなります。どっちになります。

事務局

あの書類は実際のところ香美市ルールでして、あの書類は県には行ってないです。香美市は転用について強化というかですね、制限を持たそうとして事前にあの書類を提出させていったという経過が有ります。他の市町村においては農地移動証明って無いです。申請があってから事務局と委員さんが見に行ったりしてるようです。あの書類に実際判があっても無くてもですね、実際県には提出してないので押さなくてもいい。押してもらわないと思えます。

委員(3番)

そうですか。地区の委員さんがちょっと悩んでおるようですので。その辺をきちっとしておいて頂きたいと思えます。どうして委員会としてそれが承認されたという事もきちっと地区の委員さんには説明をしてですね、押印が必要なければならないと、今後もそういうことが出てきますよね。そういう事も有りますのでその辺はきちっと議会の方でやって頂きたいと思えます。

議長

地元の委員さんの押印がですね、過去にも貰えんという案件もあったと思えます。今度の場合についてはこの被害防除計画書がですね、■■■■さん本人が書かれたのか、また代書屋さんがそういうところで書かれたかは私も定かではありませんが、こういう書類が出てくればですね、太陽光の場合に、建物が建って光がどうしても影響するとかいうことであればですね、問題になろうかと思えますが、今までの県の審査の中でもですね、さっき言ったように、隣地の承諾書につかれちゅうか、つかれてないかということについては出てきません。そんな関係もありますので、防除計画書は一応本人が色んなトラブルがあった時にはこうゆうふうに対応しますというふうなことで書かれておりますので、これを一つの目安にしてですね、何かあった時は対応して頂けるだろうと判断してますし、また、委員さんが周辺とか別のところの太陽光発電施設を見た時に、こりゃあ、隣へ大きな影響が出ゆうき、こりゃあ、絶対隣の人に判を貰ろうちよかなあいかんぜっていうふうなこともあればですね、そりゃあどうしても必要かと思えますが、隣で判を貰えない経緯というのが、昔々からの道を広げられたとか、それから■■■■さんの奥にあった人がとか道を広げたいと言うたけれども大石さんに反対をされてですね、道が広げられざったとかいうふうなことに過去にしがらみとか色々あってですね、今度の場合に判をつかんというふうなことに至っちゅう面もあるかと思えます。判をつかんき、農業委員会は反対をしてくれとこれに許可を出して貰ろうたら困るというふうなことを言われてもですね、農業をしていく上に被害が及ぶということであれば

許可は出来んかもわかりませんが、■■■さんが将来的に考えてこの土地で農業してですね、何を作ってどれぐらいの収益を上げていくかという事を考えた時に自分も県外におってですね、作ってくれる人も段々少なくなってくるとかいうふうなことを考えるとですね、一つの方法として太陽光で収益を上げていくというのも一つの方法になろうかと思っておりますので、そこんところはですね、被害を及ぼさん、人に迷惑をかけないという思いがあってやるこの太陽光発電であれば致し方ないかなあという判断も私はしますが、それはなんといっても地元の人意見が一番強いというふうに思います。地元の人がどうしてもいかんということであればこの計画書を出してきたという事ですので委員がですね、計画書を見て判断をするというのが決断をする一つの方法になろうかと思っておりますので、ひとつ皆さん方も十分にご検討を頂きたいというふうに思います。

またまた、すいません。

委員 (16 番) はいはい、どうぞ門脇君。

議長 この計画書、もし計画書に違反というか計画通りしてないということが逆に分かった場合、その場合農業委員会が許可してこうなったやないかという形に出てくるかと思いますが、その時にどういったペナルティというか、ただ連絡をしてこうしてくれやこうしてくれやで済めばオッケーなんですけど、向こうがなかなか理屈握ねて、あーだこーだいうことで計画通りやらない場合のその後のその時の裁判かそれとも権限の、農業委員会が権限を持って全部撤去しなさいと後の元通りに戻しなさいと言えるのか、そこがやっぱりこの計画書を出してきたことが守られるか守られんかが物凄く心配だと思うんです。この判断するのが、絶対守ってくれるという保障は有りませんので。その時に、もし破られた時の処理よね、どうせ地方裁判所でやる形になろうかと思っておりますけど、そんな時にそこまでやっぱり今皆考えるんじゃないでしょうかと思うんです、この計画書がちゃんとできるかできんか。そのところで判断がなかなかできないかと思っております。後、もし逃げ出した時にはこういう形が出来るという形があればお話をして頂きたいです。

議長 私としてはですね、指導するから他に何も有りません。裁判をするじゃもうどう考えてません。委員会がですよ、近隣の農地の人が最初に言いよったようにことが守らない、そして、山が崩れた、そして被害を受けた、近隣の人が裁判を起こすことについてはそりゃあ私達が止めるわけでは有りません。農業委員会が許可をしちゅうので、そりゃあ、ついても仕方がないわねとかそんなこと言うつもりは一切有りません。ただこの人についてはですね、写真にもあるように前回にやっちゃった太陽光発電の所の境等についてはですね、きれいにされておるんで今回についてもそういうふうにして頂けるだろうという判断です。ただ■■■さんがいつまで長生きするかいくつの人か知りませけど、何かあった時にですね、次の代の人がどういうふうな行動するかそこまでも判断は我々はようしません。

事務局 仮にですね、賛成の意見が出たとしたらこの防除計画を実行するのが当然なんですけど、条件付で賛成というのがよく農業会議出すので、条件付でそういう何かを、今であれば防除計画通りですね、ていうのをに入れて進入路については赤線のみっていうのを。

これは県へは出てない。出さんのよね。防除計画。

委員 (16 番) 全て出します。県には出します。県が別の視点でこれはいかんていうことは出てくることは多々ありますので。まだまだ多分これからだと思っております。

事務局

議長

色々意見も出たと思いますが、当委員会としてはですね、やっぱり、許可申請というか申請書が出てきてますので、この件について守って頂けるものという判断の元にですね、許可はせんとですね。最初からこりゃあこんなこと考えたって守るはずがないが、できるわけがないがっていうようなこと言っては議論になりませんので、この書類が出てきておるこの書類通りに履行して頂けるだろうという判断の元にですね、皆さん方に判断を仰がないかと思ひます。色々のご意見も尽くされたと思ひますが、他に何かご意見は有りませんか。格段無ければですね、議案第2号農地法第4条の許可申請の太陽光発電についての申請ですが、賛否に入ってお構ひ有りませんか。

——異 疑 な し ——

議長

はい、それでは議案第2号第4条の規定による許可申請ですが、この件について賛成の方の挙手をお願い致します。

——多 数 挙 手 (反対あり) ——

議長

賛成多数ということでですね、許可をしたいと思ひます。

それでは続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。

事務局

1番、譲渡人、  
、  
、譲受人、

申請地は土佐山田町中野字口戸46番2、地目は田、面積は994㎡、転用目的は大型トレーラー等の回転場、駐車場、権利の種類は所有権移転売買、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は4、農地区分は1種農地、調査員は原委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長

説明が終わりましたが、調査員は私ですのでちょっと補足説明をさせて頂きます。

場所はですね、中野の神明様のちょっと南、すぐ南ですが、この4-1の航空写真の地図と上に地図が有りますが、南側にですね、いつ建設をされたか知りませんが、さんの倉庫があります。結構高い倉庫です。そしてその北側にですね、さんという人が農地を持っておりますが、このさんの倉庫へ入ってくるのに大型車が入るとですね、なかなか車が回せないという事があるんですね、そこな北側の道を車の回転場というかトレーラーが来た時に車をそこで回したいというふうなことで申請がきてます。さんも過去にですね、旦那さんが亡くなって奥さんが1人になってますが、今息子さんの名前に名義になつちゅうと思ひますが。ここの土地、自分がよう作りませんので他人に作つて頂いております。現在は稲を作つておりますが、夏場は比較的太陽が当たりますが、冬場はですね、影がぬんでくると日陰になる農地でして冬は誰も作つてくれない、借りてくれないというふうなこともあつてですね、本人も若干困つてるような状況であります。

昔々、ここへ倉庫を建てる時にさんにはですね、迷惑がかかるようであればまた、何とかしたいと思うということをお話をしておつたらしいです。そんな関係もあつてですね、さんの方から、今度ここに生姜を多分この倉庫に入れると思ひますが、車の回転場とそしてここで作業する人の駐車場が若干

欲しいというようなことですね、農地を譲って欲しいというようなことでお話があったと聞いております。農振も除外をされてですね、今度売買になっちゃう訳ですが。私も昔からというか農業委員をする前からですね、中野の地区について、もうちょっと南へ行くと東側にも中央棚包っていうて大きな倉庫があります。それから四国電工があります。四国電工の北側には昔は解体工の車を山に積んじゅうようなところがありました。それからもっと南へ行きますと田村刃物があつて今■■■さんがそこで生姜の営業をしていますが。この辺りなんでもこんなに大きい建物が農地を潰されて建っちゅうかなというふうなことで昔から私ちょっと不思議に思っていました。まあ許可になったんでこういうふうに住っちゅうだろうと思うんですけども、比較的優良農地ですのでこういうところに倉庫建ったりするのがおかしいような感じも有りましたけども、それは私も知る定かでは有りませんが、今度こういうことで申請がきておりますので、私としてはですね、妥当であろうというふうなことですね、判をつけております。以上です。

この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何か有りませんか。農地的には非常にえい農地です。ただ道から大分低いので陰になる率が非常に高いかなという思いもします。

大型が入ってくるね。全く車が通れんと坂田もこれじゃあ倉庫もできんわねそんな状況で。

推進委員  
(3番)

議長

比較的大きい倉庫ですので、有効利用するためにはですね、大型の車が入って来ると小さい車が再々っていうわけにはいかんと思います。

ええとお図りしたいと思いますが、何かご意見ございませぬか。意見がないようですので議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

議長

議案第4号非農地証明願いについて説明致します。

事務局

1番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町曾我部川字土瀧137番、地目は畑、面積は1,110㎡、外28筆、計29筆で合計面積は29,219㎡、非農地化した理由は、自分が子供の頃から山林で、耕作していた記憶は一切無く、現在に至る。調査員は三木委員で資料は5です。

2番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町神通寺字空田84番1、地目は田、面積は524㎡、非農地化した理由は、昭和56年頃倉庫を建築し、現在に至る。調査員は岡田委員で資料は6です。

3番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は香北町美良布字ヌノベ95番4、地目は田、面積は123㎡、非農地化した理由は、平成10年3月頃、隣接地95番3に住居を新築し、一部を同居居のための露天駐車場兼庭、一部を公衆用道路への進入路として使用し、平成14年頃一部に物置を設置して現在に至る。調査員は小松委員で資料は7です。

以上です。

以上説明が終わりましたので三木委員さんからすみません、補足説明をお願いします。

議長

委員 (4 番) それでは資料の 5-1 からすいません、資料に載ってますけれども。自分もあまり転々としてますので全てを見に行っただけではありませんけれども、どこを見ても山の中で田畑が出来るような今現在現状では有りません。■■■■さん自体もこの土地を買って欲しいという意向もあって、本人も植の方に出てきてますので意向もあって今回非農地の方に変えたということですね。そんなことです。

はい、わかりました。岡田委員すいません。

議 長  
委員 (8 番) はい。これは僕が来た時からずっとある倉庫なんですけど、■■■■さんのお父さんがここで百姓をやってまして、倉庫の左側が住居です。この倉庫も乾燥機とか入ってコンバインとか入れちよったもんですけど、周りからはそれ程ずっと地元でやってたもんで何も文句も無く、南側の田んぼの人は判子を転用に押すのによ間合わんかって今朝僕のところに来たもんでそれを行政書士さんに昼送りました。倉庫の北側の■■■■さんていうところですけど、ここはお父さんがずっと当たって作ってたところで、多分問題ないと■■■■さんにはよう会ってないんですけど問題ないと思います。そんな関係で金地の人がその息子さんが買うって話聞いてますんで、神通寺としても過疎地でするので人が来るのはいいんじゃないかなと思ってますけど。はい。

小松さん。マイク行きよります。

議 長  
委員 (15 番) この件につきましては今年 3 月の 1 日の会の時にこれの隣接地の前が承認を頂いた方です。それで今回出てきたっていうのは前回の隣の土地ですけど、実は前回承認を得た時に書士さんの方も充分、前の赤線道をよう確認できてなかったようで現状が前の形が無くて進入路が出来ておりますのでちょっとその赤線道がわかりづらいついていうふうな状態になっておったようです。実は前回 3 月に承認が来た時に赤線道が写っております、資料 7-2 へ写ってます。物置の前に赤線があるって判断でしたが、実際にはもっと家の方、手前の方に寄った進入路、家の進入路の中に赤線道があったようです。結局、今回出てきております、農地の分が前回承諾を得た分の中に入り込んだという。もう 1 回申請し直して土地を全部非農地にしてもらいたいとそういう申請です。周りの人の承諾も得ていますので問題はないと思われま。

議 長 以上説明がありました、この件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんか。格段ありませんかね。格段無いようです。議案第 4 号非農地証明願いについての申請通り許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、どうも全員賛成であります。  
続きまして議案第 5 号農地法 18 条第 6 項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明致します。  
1 番、貸人、■■■■、  
■■■■、借人、■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町久次字北島 550 番、地目は田、面積は 5,535㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成 30 年 6 月 8 日、解約理由は借り手の変更です。  
以上です。



議長

以上説明が有りましたが、報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告ですが、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。格段無いようですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第6号農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町秦山町1丁目103番3、地目は田、面積は3.96㎡、外1筆、計2筆で合計2,493.96㎡、転用目的は共同住宅2階建5棟、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は934㎡、区域区分は市街化、開発行為は必要、資料は8で調査員は事務局公文です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町秦山町1丁目102番1、地目は田、面積は344㎡、転用目的は共同住宅2階建5棟、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は934㎡、区域区分は市街化、開発行為は必要、資料は9で調査員は事務局公文です。

以上です。

議長

以上説明が有りましたが、この件について質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。市街化区域内の農地で残っておいたものを今度家を建てられるということですね、申請が出ちゅうわけですので、格段問題が無いかと思しますのでこの件についても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

それでは議案第7号使用貸借終了農地返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第7号使用貸借終了農地返還通知について説明します。

1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町杉田字サカエヤシキ260番、地目は田、面積は258㎡、外1筆、計2筆、合計436㎡、返還理由はその他、終了年月日は平成30年5月23日です。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町谷相竹ノ端4004番、地目は田、面積は1,332㎡、外3筆、計4筆、合計1,803㎡、返還理由は借り手の変更、終了年月日は、平成30年6月11日です。以上です。

議長

以上説明がありました、この件につきましてただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段無いようですのでこの件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、説明をお願いします。

事務局

はい、諮問第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をさせていただきます。議案書は9ページから13ページとなります。

9ページにつきましては中間管理機構である高知県農業公社が転貸人となった案件です。まず9ページの件ですが、1番2番ともですね、土佐山田町明治地区の農地で高知県農業公社へ貸し付けてからですね、利用権の資料にも有りますが、[REDACTED]さんへ無償で貸し付けて水稲栽培をする予定となっております。今回につきましては農業公社への設定ということが議案で分かっています。その次の転貸につきましては高知県での公告となりまして香美市農

業委員会には申請がない案件となります。

続きまして10ページに移ります。1番はですね、土佐山田町佐野の農地で、                    の方が野菜を栽培する予定です。この方は今は経営面積0ですが、これから農業を始めるといふ方です。

2番も同様の方で土佐山田町神母ノ木の農地です。この1と2の案件はですね、以前あつせん希望に出た案件でそんなあつせん情報をこの借り受け人の方が見てですね、選んで誠実に話が出来てこういった申請となっております。

3番ですが、3番は土佐山田町須江にある農地で、再設定となっております。青ネギを栽培する予定です。

続きまして11ページですが、4番はですね、土佐山田町山田島の農地で、これも再設定となっております、水稻と青ネギを栽培することです。

5番、6番につきましては同じ方が借り受け人で一つは土佐山田町神通寺の農地、もう一つは土佐山田町岩次の農地ってことでこの方も経営面積は0になっておりますが、以前から少し農業をされてたようで、今後もですね、水稻を栽培することです。

7番は土佐山田町明治地区にある農地で、青ネギを栽培する予定で、そこの借り受け人の方は                    さんて方の子供になります。

8番は土佐山田町南組の農地で、再設定となって、牧草を作付けします。借り受け人は                    さんの子供になります。

9番は土佐山田町入野にある農地で、ネギを作付けする予定で、この方も経営面積現在0でこれからネギを作られるといふ方です。

10番は土佐山田町南組の農地で、8番の方と同様で牧草、再設定ですが、ちょっと期間が切れてまして、設定となっておりますけど、牧草を栽培する予定です。

11番は土佐山田町上改田の農地で、先程の解約の案件で出た、ごめんなさい、11番はそのまま借り受ける農地で、12番が先程解約に出た農地で、11番、12番共にニラの農家さんが有谷設定するとすでにですね、ちょっと作られてる状況です。

13番は香北町日浦込の農地で、水稻を栽培することです。

14番は香北町谷相の農地で、ニラを栽培することです。

15番は香北町谷相と横谷の農地で、青ネギを栽培する予定です。現在借り受け人は                    の住所になってますが、元々                    の方で近日中に香美市に転入する予定となっております。この農地についても先程解約に出た案件となっております。以上です。

以上説明が有りましたが、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。今回については初めて農業をされるという人がぼつぼつおってですね、農業する人が若干増えてくるかなというふうな感じも致しております。何かご質問は有りませんか。格段無いようですので、この件につきましては諮問ですが、採決を取りたいと思います。議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問で有りますが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

はい、全員賛成です。有難うございました。

その他の件は格別有りませんが、引き続きですね、農地利用最適化推進意見交換会を行いたいと思いますが、ここで若干5分程度休憩します。

閉会 (15時05分)

議 長

議 長

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 三 谷 富 重 

署 名 人 大 岸 高 晴 